

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 22 年 2 月 16 日 (火) 午後 1 時 30 分から
場所 ホテル横浜ガーデン 5 F ライラック

次 第

開 会

健康福祉局副局长あいさつ

定足数確認報告

前回議事録要旨報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

議 事

- 1 平成 21 年度国民健康保険事業費会計補正予算 (案) について・・・・・・ 4 ページ
- 2 平成 22 年度国民健康保険事業費会計予算 (案) について・・・・・・ 6 ページ
- 3 横浜市国民健康保険条例等の一部改正等について・・・・・・ 12 ページ

閉 会

健康福祉局

議事1 平成21年度国民健康保険事業費会計補正予算(案)について

歳 入

(単位:千円)

項 目	平成21年度 現計予算	補正額	平成21年度 補正後予算	説 明
(1) 保険料	96,917,492	6,347,408	103,264,900	
医療分				
① 一般	68,043,142	6,564,673	74,607,815	一般給付費の増加に伴う増
② 退職	2,759,328	0	2,759,328	
介護分				
① 一般	8,488,821	△ 96,014	8,392,807	介護納付金の減少に伴う減
② 退職	733,633	△ 4,036	729,597	
支援分				
① 一般	16,236,860	△ 113,450	16,123,410	減免額の増加による減
② 退職	655,708	△ 3,765	651,943	
(2) 一部負担金	10	0	10	
(3) 国庫支出金	64,854,800	823,393	65,678,193	
療養給付費等負担金	56,677,142	4,456,448	61,133,590	一般給付費の増加に伴う増
調整交付金	6,488,272	△ 3,584,890	2,903,382	市費への財源更正による減
その他の国費	1,689,386	△ 48,165	1,641,221	
(4) 療養給付費交付金	20,314,330	△ 7,606,651	12,707,679	退職給付費の減少に伴う減
(5) 前期高齢者交付金	63,964,494	919,727	64,884,221	交付見込額増加による
(6) 県支出金	13,581,844	627,733	14,209,577	
調整交付金	11,892,386	675,898	12,568,284	一般給付費の増加に伴う増
その他の県費	1,689,458	△ 48,165	1,641,293	
(7) 共同事業交付金	28,246,641	2,799,508	31,046,149	一般給付費の増加に伴う増
(8) 一般会計繰入金	25,183,425	4,005,492	29,188,917	国庫支出金からの財源更正による増
(9) 繰越金	1	0	1	
(10) その他収入	1,186,331	0	1,186,331	
歳入合計	314,249,368	7,916,610	322,165,978	

【参考:被保険者数の見込み】

	当初予算	決算見込	増△減
被保険者数	939,300人	941,342人	2,042人
一般	900,300人	901,350人	1,050人
退職	39,000人	39,992人	992人

歳 出

(単位:千円)

年 度 項 目	平成21年度 現計予算	補正額	平成21年度 補正後予算	説 明
(1) 総務費	5,094,859	0	5,094,859	
(2) 保険給付費	294,544,509	8,324,589	302,869,098	
① 給付費	183,908,868	13,919,322	197,828,190	一般給付費の見込増
療養給付費	162,344,148	12,846,712	175,190,860	
法定給付分	162,325,326	12,846,712	175,172,038	
給付改善分	18,822	0	18,822	
療養費	3,409,242	△ 453,198	2,956,044	
高額療養費	15,584,947	1,653,888	17,238,835	
移送費	882	0	882	
任意給付	2,247,252	△ 128,080	2,119,172	
償還金等	322,397	0	322,397	
② 退職者給付費	19,893,575	△ 7,606,110	12,287,465	退職給付費の見込減
療養給付費	17,831,947	△ 6,976,880	10,855,067	
法定給付分	17,830,393	△ 6,976,880	10,853,513	
給付改善分	1,554	0	1,554	
療養費	384,743	△ 226,694	158,049	
高額療養費	1,653,006	△ 402,536	1,250,470	
移送費	128	0	128	
任意給付	2	0	2	
償還金等	23,749	0	23,749	
③ 後期高齢者支援金等	40,377,222	67,179	40,444,401	支援金の1人あたり単価の増
④ 前期高齢者納付金等	128,947	△ 13,984	114,963	納付金の1人あたり単価の減
⑤ 老人保健拠出金	3,149,855	157,861	3,307,716	19年度精算額の増
⑥ 介護納付金	14,868,069	△ 48,111	14,819,958	納付金の1人あたり単価の減
⑦ 高額医療費拠出金	29,879,361	1,848,432	31,727,793	拠出対象額の見込増
⑧ 特定健診・指導	1,627,856	0	1,627,856	
⑨ 保健事業費	99,729	0	99,729	
⑩ 審査費	611,027	0	611,027	
(3) 予備費	10,000	0	10,000	
(4) 前年度繰上充用金	14,600,000	△ 407,979	14,192,021	歳出額確定
歳 出 合 計	314,249,368	7,916,610	322,165,978	

議事2 平成22年度国民健康保険事業費会計予算(案)について

歳入

(単位:千円)

項目	年度	平成22年度	平成21年度	増△減	増加率(%)	備考
(1) 保険料		88,142,630	83,561,726	4,580,904	5.48	下の表を参照
医療分	① 一般	59,597,965	57,043,142	2,554,823	4.48	
	② 退職	2,943,915	2,759,328	184,587	6.69	
介護分	① 一般	7,495,827	7,209,853	285,974	3.97	
	② 退職	870,051	756,835	113,216	14.96	
支援分	① 一般	16,526,587	15,136,860	1,389,727	9.18	
	② 退職	708,285	655,708	52,577	8.02	
(2) 一部負担金		8	10	△2	△20.00	一部負担金の徴収猶予に係る本市立替分の返還金
(3) 国庫支出金		68,929,664	63,854,800	5,074,864	7.95	療養給付費負担金他 (一般給付費の34% 後期高齢者支援金の34% 前期高齢者納付金の34% 老健医療費拠出金の34% 介護納付金の34%)
(4) 療養給付費交付金		9,786,885	20,314,330	△10,527,445	△51.82	退職被保険者等の医療費に係る支払基金からの交付金
(5) 前期高齢者交付金		73,832,919	63,964,494	9,868,425	15.43	前期高齢者(65歳から74歳)の財政調整に係る支払基金からの交付金
(6) 県支出金		14,846,306	13,581,844	1,264,462	9.31	県調整交付金他 (一般給付費の7% 後期高齢者支援金の7% 前期高齢者納付金の7% 老健医療費拠出金の7% 介護納付金の6%)
(7) 共同事業交付金		33,343,658	28,246,641	5,097,017	18.04	高額な医療費の発生による国保財政への影響を軽減する再保険制度にかかる交付金。
(8) 一般会計繰入金		25,630,267	25,231,812	398,455	1.58	1人あたり 27,008 円 保険料緩和分、保険基盤安定制度に対する繰入金
(9) 繰越金		1	1	-	-	
(10) その他収入		701,355	942,097	△240,742	△25.55	
歳入合計		315,213,693	299,697,755	15,515,938	5.18	

保険料率及び1人当り保険料(見込)

		平成22年度(A)	平成21年度(B)	増△減(A-B)	平成22年度被保険者数		
料率	医療分	均等割料率	見込 36,500円	34,520円	1,980円	全体	949,000 人
		所得割料率	見込 1.19	1.05	0.14	一般	910,000 人
	介護分	均等割料率	見込 13,420円	12,600円	820円	若人	910,000 人
		所得割料率	見込 0.33	0.32	0.01	老人	- 人
	支援分	均等割料率	見込 10,200円	9,970円	230円	退職	39,000 人
		所得割料率	見込 0.34	0.33	0.01	世帯数	
一人保険あたり料	医療分	一般被保険者分	68,009円	63,745円	4,264円	一般	545,600 世帯
		退職被保険者等分	75,485円	70,752円	4,733円	退職	26,400 世帯
	介護分	25,631円	23,986円	1,645円	介護納付金対象者数		
	支援分	19,006円	18,368円	638円	329,908 人		

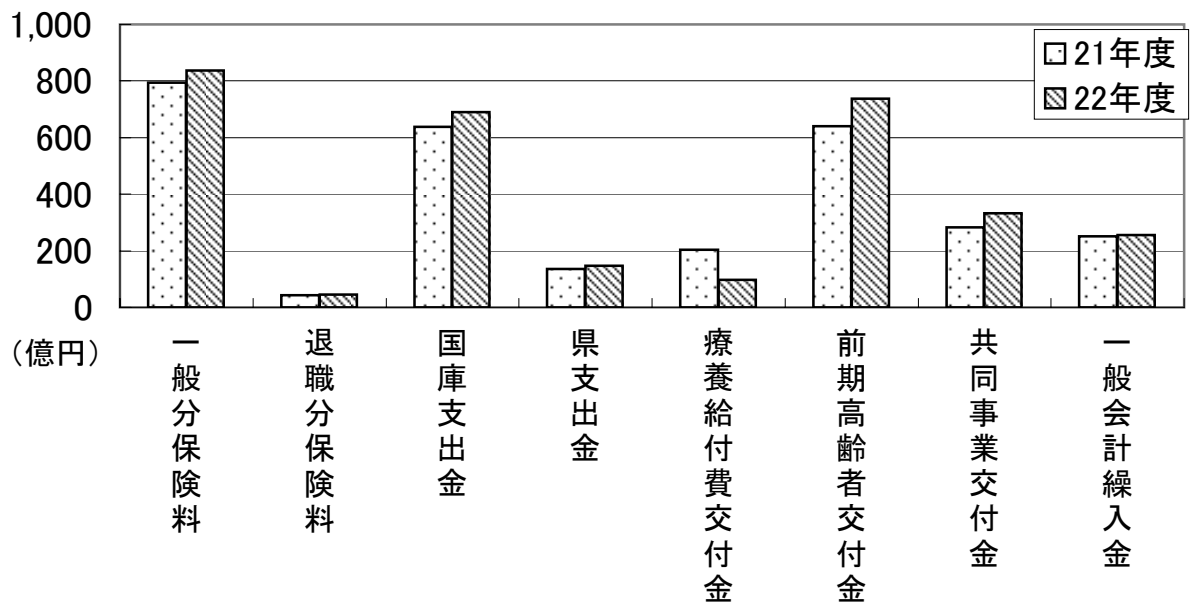
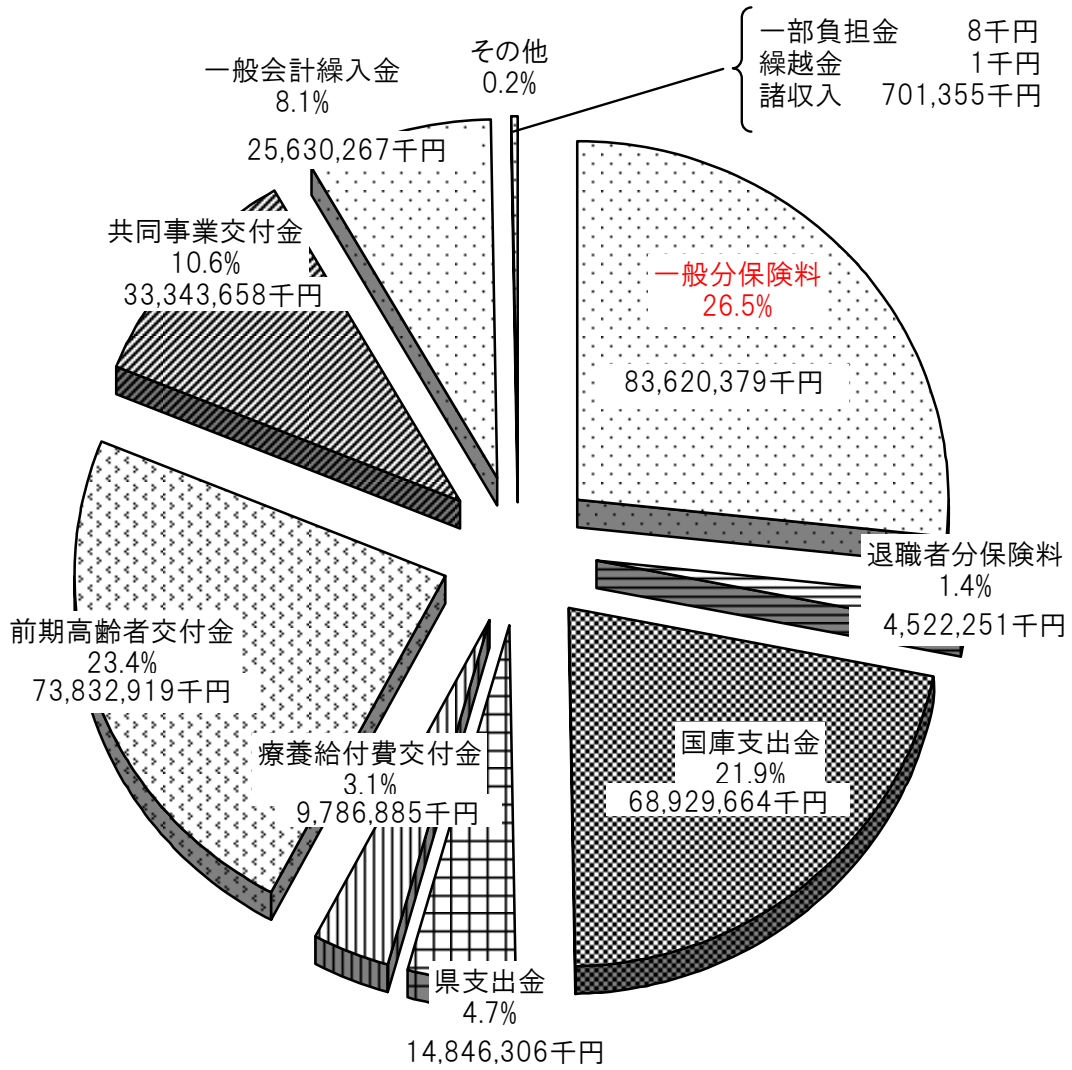
歳 出

(単位:千円)

年 度 項 目	平成22年度	平成21年度	増△減	増加率(%)	備 考
(1) 総務費	4,965,101	5,143,246	△178,145	△3.46	職員人件費、一般事務費等
(2) 保険給付費	310,238,592	294,544,509	15,694,083	5.33	
① 給付費	205,288,632	183,908,868	21,379,764	11.63	被保険者数 910,000 人 受診率 15.7 回 1件当たり医療費 17,826 円 1人当たり医療費 279,150 円 出産育児一時金 @42万円 4,382 件 葬祭費 @5万円 4,818 件
② 退職者等給付費	11,693,207	19,893,575	△8,200,368	△41.22	被保険者数 39,000 人 受診率 20.18 回 1件当たり医療費 19,056 円 1人当たり医療費 384,537 円
③ 後期高齢者支援金等	39,052,266	40,377,222	△1,324,956	△3.28	高齢者医療確保法に基づく拠出金
④ 前期高齢者納付金等	68,995	128,947	△59,952	△46.49	高齢者医療確保法に基づく拠出金(65歳から74歳の保険者間の負担調整)
⑤ 老人保健拠出金	560,935	3,149,855	△2,588,920	△82.19	老人保健法に基づく拠出金 ※20年度精算分のみ
⑥ 介護納付金	15,807,981	14,868,069	939,912	6.32	第2号被保険者数 329,908 人
⑦ 共同事業拠出金	34,886,846	29,879,361	5,007,485	16.76	高額な医療費の発生による国保財政への影響を軽減する再保険制度にかかる拠出金
⑧ 特定健診・保健指導	2,192,457	1,627,856	564,601	34.68	対象者数(健診受診者数) 192,649 人
⑨ 保健事業費	80,533	99,729	△19,196	△19.25	医療費通知、健康教育の各区活動等
⑩ 審査費	606,740	611,027	△4,287	△0.70	レセプト審査支払手数料等
(3) 予備費	10,000	10,000	-	-	
歳 出 合 計	315,213,693	299,697,755	15,515,938	5.18	

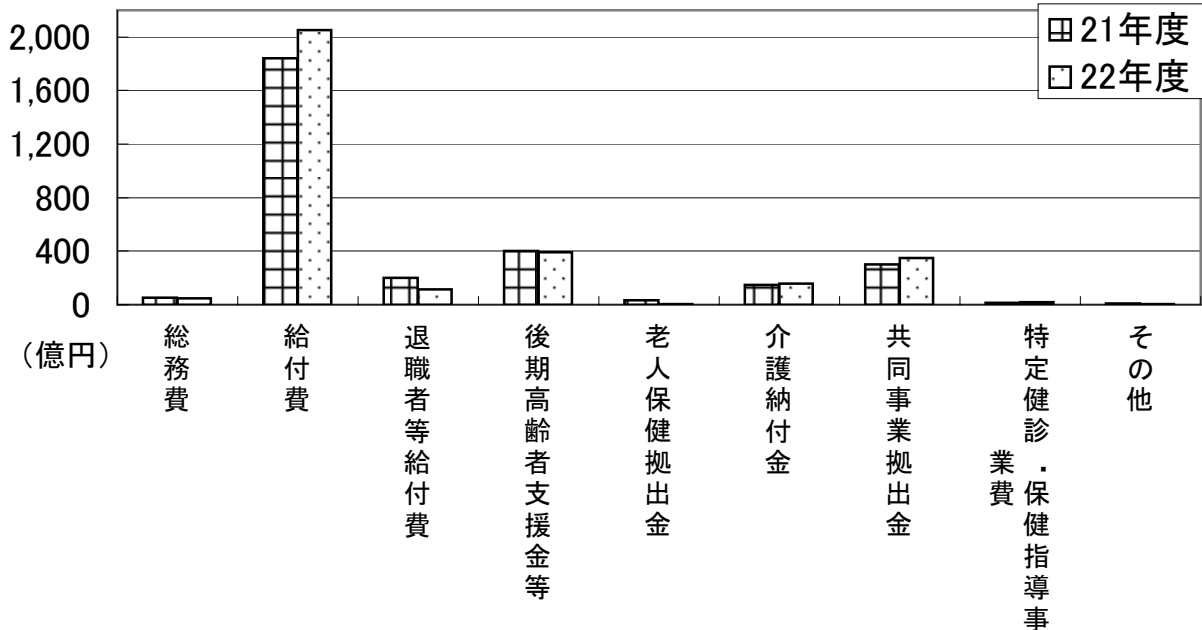
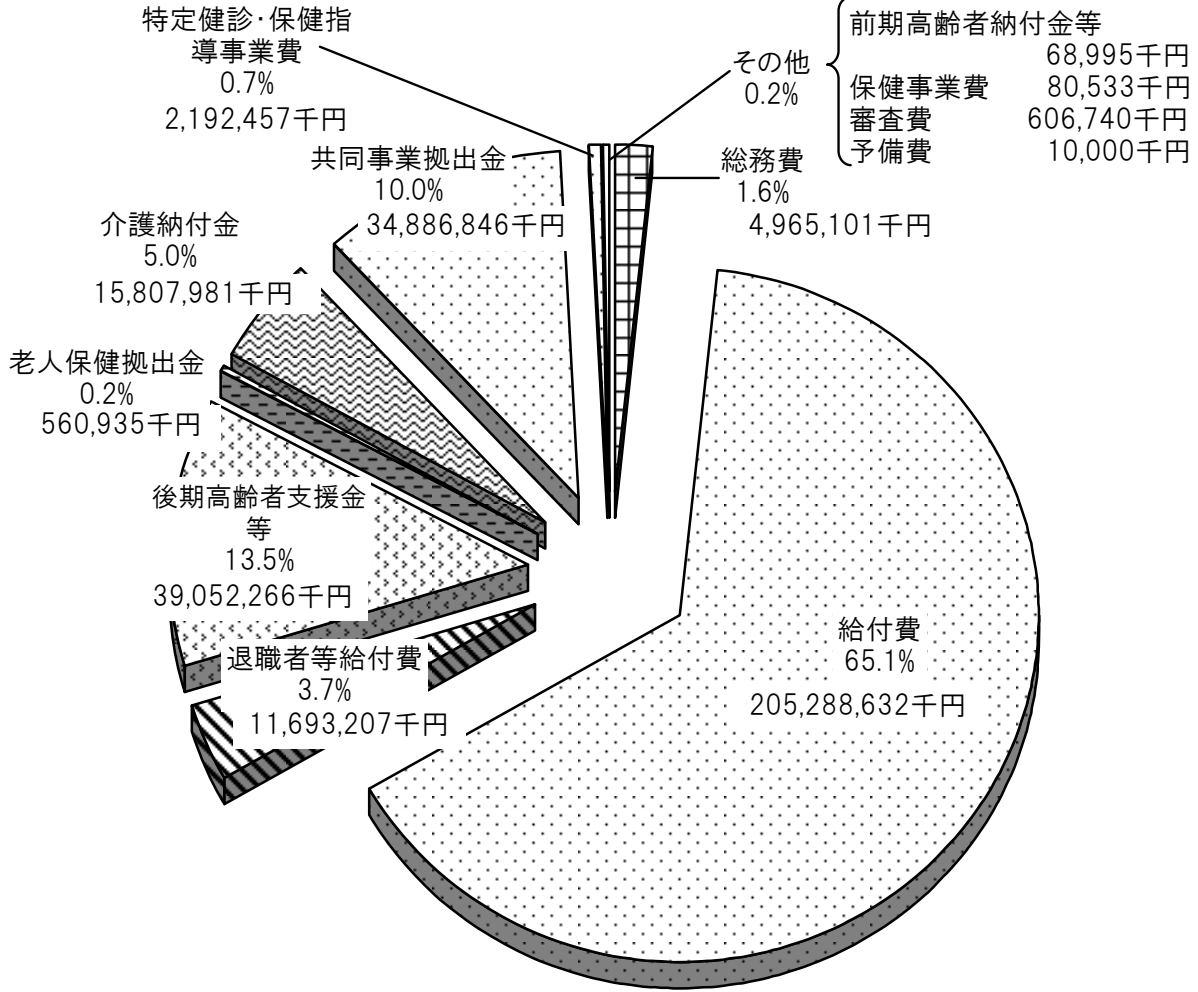
平成22年度国保事業会計予算〔歳入〕

歳入 315,213,693千円

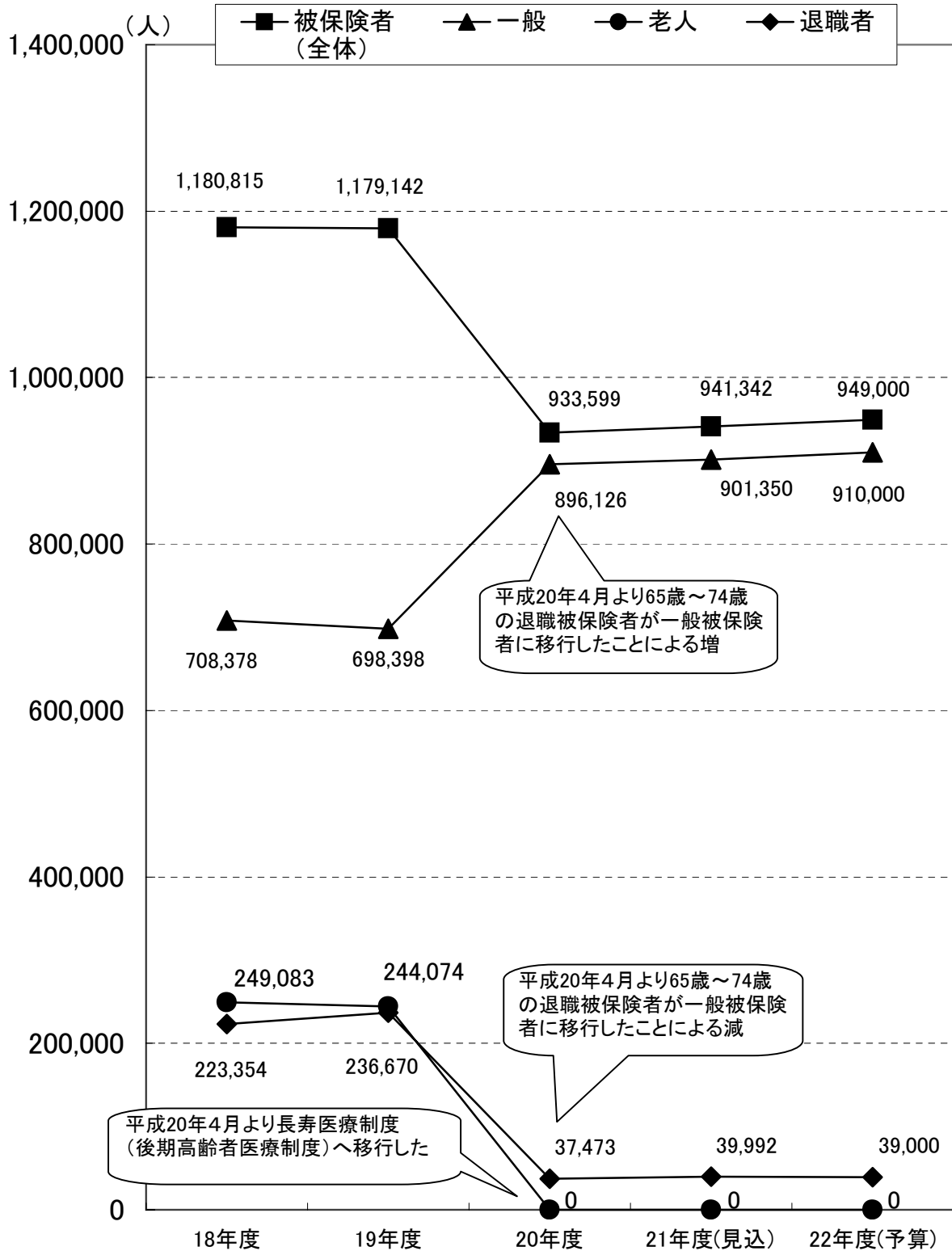


平成22年度国保事業会計予算〔歳出〕

歳出 315,213,693千円

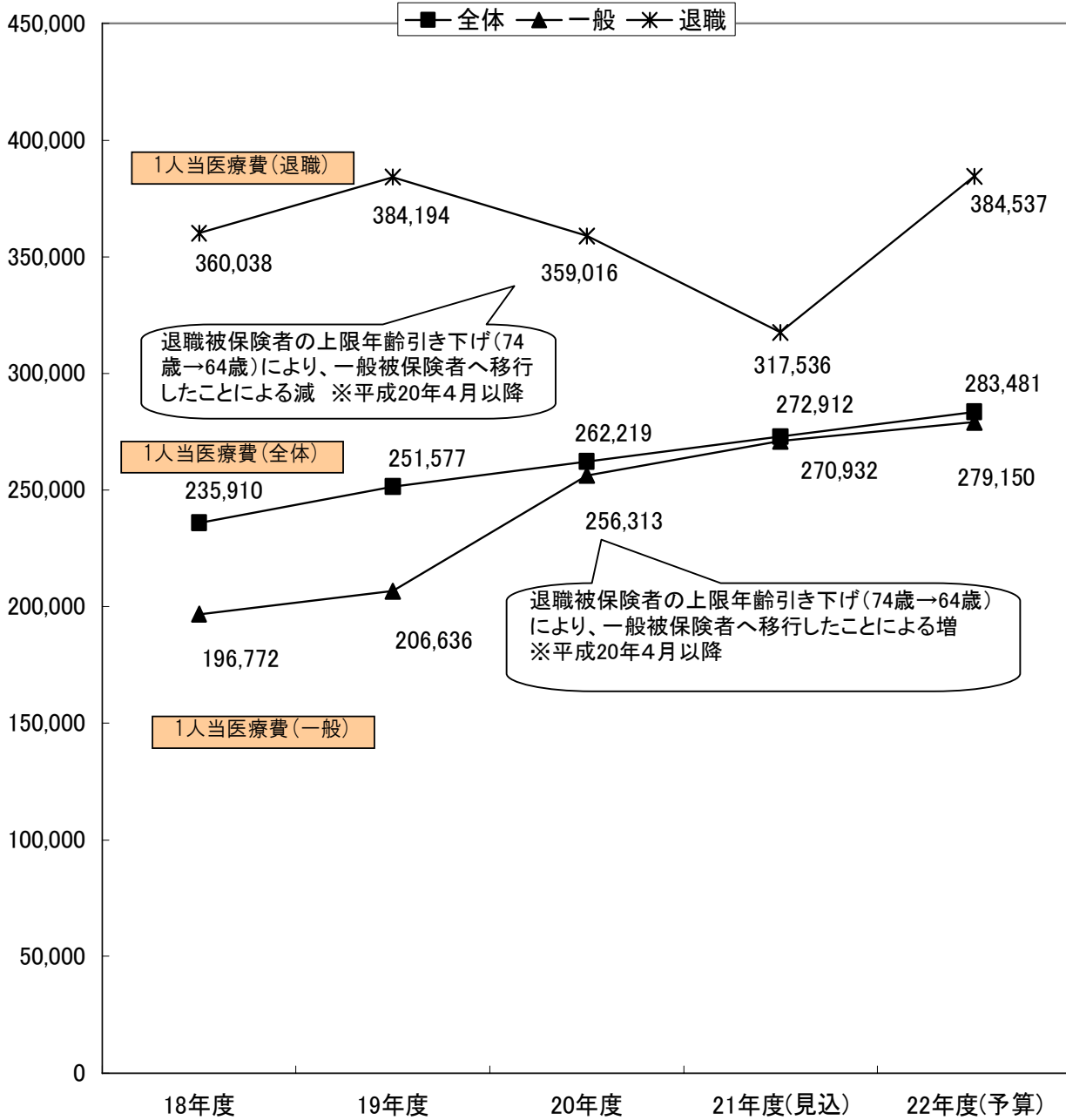


被保険者数の推移



1人当医療費と保険料の推移

(円)



議事3 横浜市国民健康保険条例等の一部改正等について

- 1 非自発的失業者に対する保険料負担軽減措置の創設
- 2 保険料賦課限度額〔医療分・支援分〕の引き上げ
- 3 国保財政基盤強化策（暫定措置）の継続

に関する法令改正が予定されておりますので、本市国民健康保険においても、これに合わせ、平成22年第1回市会定例会に、追加議案として『横浜市国民健康保険条例』の一部改正案を上程する予定です。

1 非自発的失業者に対する保険料負担軽減措置の創設

現下の厳しい経済環境を背景として、リストラなどで職を失った者に係る国民健康保険料等について、失業期間中における過重な負担等を軽減するための措置を講じます〔恒久措置〕。

(1) 制度施行日（予定）

平成22年度4月1日（H22.3 国民健康保険法施行令を改正予定）

(2) 対象者の要件

- ア 年 齢 65歳未満
- イ 離 職 日 平成21年3月31日以降
- ウ 離職理由 雇用保険における

① 特定受給資格者：倒産・解雇等の事業主都合により離職した者

② 特定理由離職者：雇用期間満了などにより離職した者

※上記の要件に該当しない非自発的失業者（65歳以上、雇用保険適用外の者）は、“条例減免”にて対応します。

(3) 軽減措置の内容等（いずれも制度施行日以降のものに適用）

ア 保険料の負担軽減

- ① 前年所得のうち給与所得の額を30/100として算定した市民税額を保険料の算定基礎に用いる。
- ② その結果、保険料法定減額の基準を満たせば、7割・5割・2割減額を適用。
- ③ 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで
 - ・ 再就職して他の健康保険に加入する場合は国保加入期間中のみ軽減する。
 - ・ 再就職後も国保に加入し続けた場合には軽減措置も継続する。

イ 高額療養費等の所得区分

- ① 前年所得のうち給与所得の額を30/100として所得区分を判定する。
- ② 離職日翌日時点で所得判定し、翌月（1日の場合は当月）診療分から翌々年7月末まで

(4) 保険料減収部分に対する財源措置

保険基盤安定制度により公費〔国・県・市〕を充当（保険者負担なし）

(5) 制度周知方法

区役所窓口案内、本市健康福祉局ホームページ、お知らせチラシ 等

2 保険料賦課限度額〔医療分・支援分〕の引き上げ

保険料の賦課限度額(最高限度額)は、医療分・支援分・介護分のそれぞれについて、「政令(国民健康保険法施行令)」及び「本市条例」により定めています。

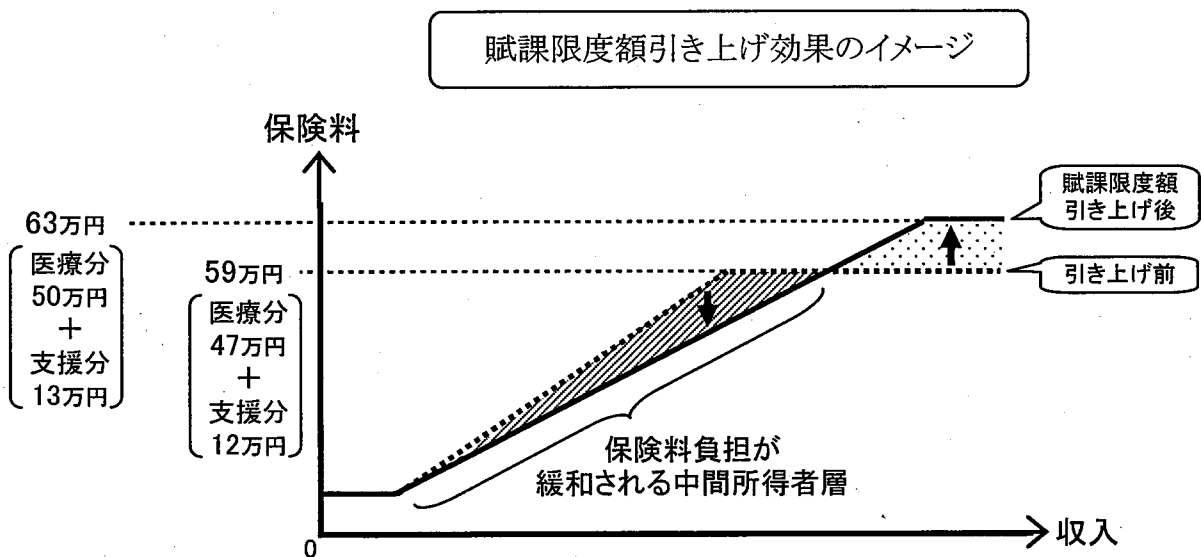
今後も、さらなる高齢化の進展等に伴う医療給付費の増加による保険料の上昇が見込まれておりますので、特に負担感が強い中間所得者層の負担軽減のため、保険料のうち医療分及び支援分の限度額を引き上げます。

(1) 引き上げの内容

ア 医療分：3万円の引き上げ (47→50万円)	} 計 69→73万円
イ 支援分：1万円の引き上げ (12→13万円)	
※ 介護分：据え置き (10万円)	

(2) 引き上げの効果

賦課限度額を引き上げることによって、所得割保険料が賦課されている世帯のうち所得の高い世帯の負担は増加しますが、一方で所得割料率が下がるため、保険料額が限度額に達していない中間所得者層の多くの世帯の保険料負担を緩和する効果があります。



3 国保財政基盤強化策（暫定措置）の継続

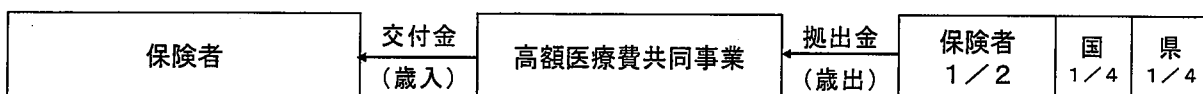
市町村国保の財政運営は、今後とも厳しい状況が続くものと見込まれることから、平成 22 年度から平成 25 年までの 4 年間、財政基盤強化策が継続実施されます。

（平成 22 年 3 月国民健康保険法等改正、4 月 1 日施行予定）

(1) 高額医療費共同事業

高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するため、1 件 80 万円を超える医療費について都道府県単位で市町村からの拠出金を基に対象医療費に応じて、交付金を交付する事業を継続します。

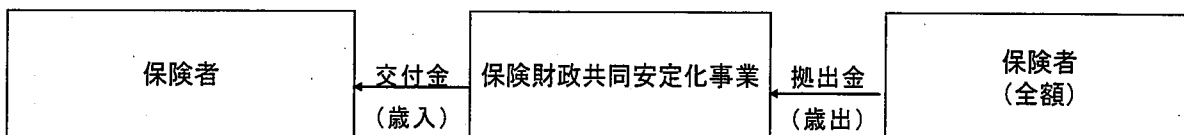
【拠出金の財源】国 1 / 4、県 1 / 4、市（保険料） 1 / 2



(2) 保険財政共同安定化事業

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、1 件 30 万円以上（80 万円未満）の医療費について、都道府県単位で各市町村の拠出金を基に対象医療費に応じて、交付金を交付する保険財政共同安定化事業を継続します。

【拠出金の財源】市町村（保険料） 1 / 1 ※公費負担なし



(3) 保険基盤安定制度（保険者支援分）

市町村国保の財政基盤を強化するため、一定額を一般会計から繰り入れることにより、低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援し、中間所得者層を中心に保険料を軽減する保険者支援制度を継続します。

【繰入金の負担区分】国 1 / 2、県 1 / 4、市（一般財源） 1 / 4

(4) 国保財政安定化支援事業

国が年度ごとに策定する地方財政の基本方針「地方財政計画」に基づき、市町村一般会計から国保会計へ繰り入れる国保財政安定化支援事業を継続します。

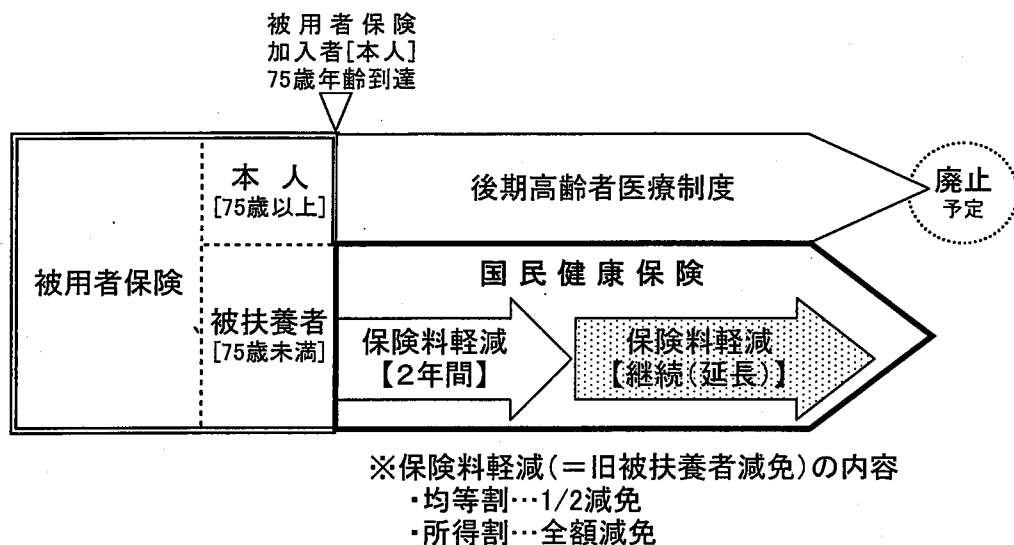
【繰入金の負担区分】市（一般財源） 1 / 1、本市は地方財政措置がありません。

* なお、いずれの項目とも平成 22 年度当初予算に見込んでいるため、予算の補正は必要ありません。

4 横浜市国民健康保険料の旧被扶養者減免事務取扱要綱の一部改正

後期高齢者医療制度の創設に伴い、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行した者の被扶養者であった方（旧被扶養者）は、国民健康保険に加入することによって新たに保険料が賦課されることとなるため、資格取得から2年間、保険料の軽減措置〔旧被扶養者減免〕を講じています。

このたび、後期高齢者医療制度に関する政令改正がなされ、同様の保険料軽減措置の適用期間が延長されましたので、これに合わせ、『横浜市国民健康保険料の旧被扶養者減免事務取扱要綱』を一部改正し、後期高齢者医療制度廃止までの間、減免による国民健康保険料負担軽減措置を継続（延長）します。



5 70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置について

(70～74歳の国保加入者の一部負担金負担割合の1割負担据え置き措置の継続)

70～74歳の国保加入者の一部負担金については、平成18年の医療制度改革の一環として2割に見直すとされましたが、平成20年度に2割負担とすることを凍結し、1割負担のまま据え置く特例措置が決定されました。この特例措置は21年度についても継続されていました。

この特例措置を22年度についても継続する旨、国において「70歳代前半の被保険者に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」が22年1月に改正され、決定されました。

6 国民健康保険料の特別徴収開始時期の延期

(第2回横浜市国民健康保険運営協議会説明事項の変更)

前述1の“非自発的失業者に対する保険料負担軽減措置”に係る事務等を確実かつ遺漏なく処理するため、電算システムにより対応することとし、このシステム改修に、早急に着手する必要性が生じました。

「国民健康保険料の特別徴収」の開始時期は、当初、平成22年10月期分保険料からを予定しておりましたが、この“保険料負担軽減措置”に係るシステム改修を優先して行うため、特別徴収の開始時期を1年間延期する方針です。